

## 認定事業所であれば合理化できる変更工事（案）



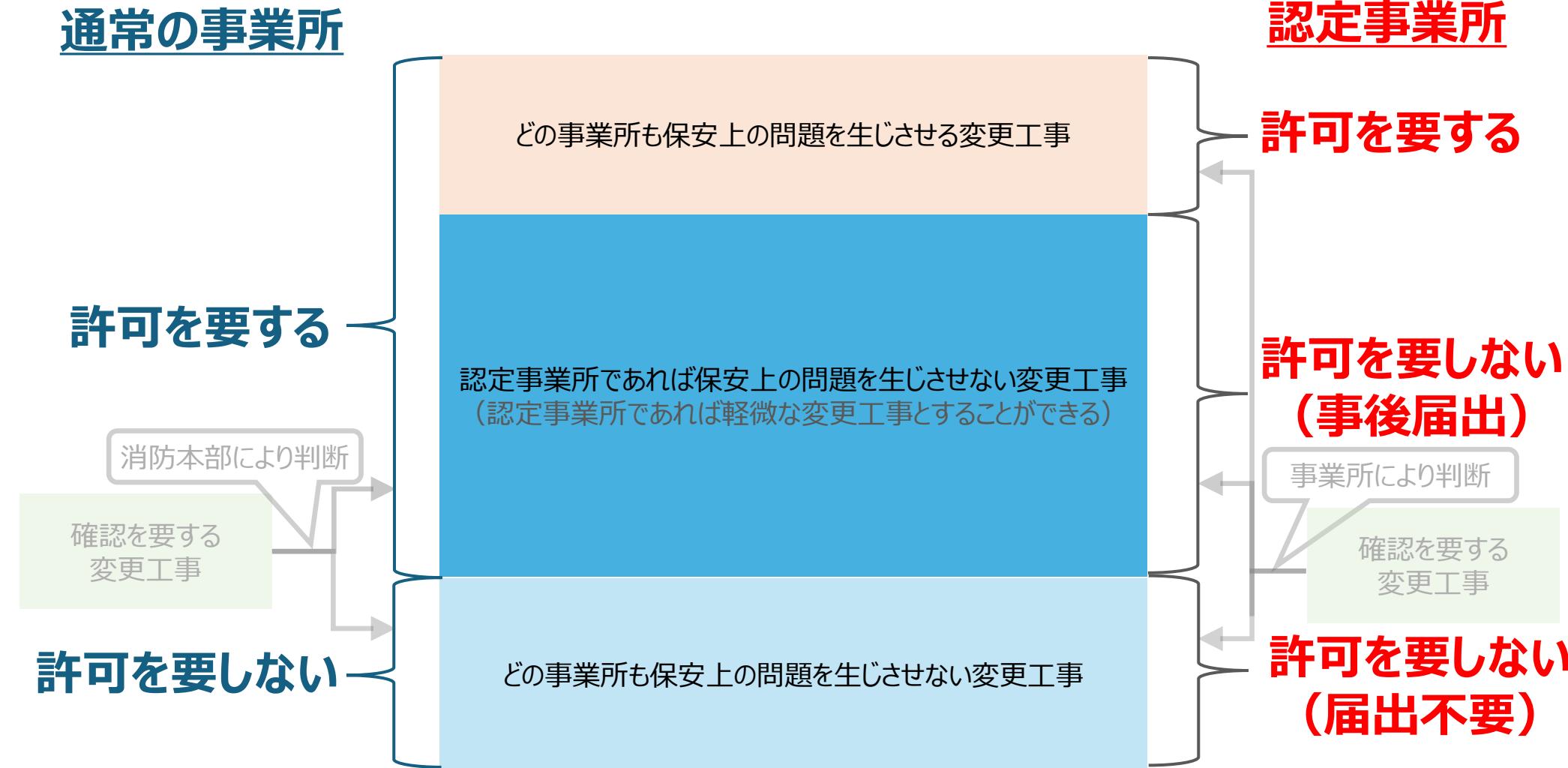
危険物保安技術協会  
Hazardous Materials Safety Techniques Association



# 認定事業所における変更工事の取扱いのイメージ



危険物保安技術協会  
Hazardous Materials Safety Techniques Association



# 合理化が可能な変更工事の具体的な内容の検討



危険物保安技術協会  
Hazardous Materials Safety Techniques Association

## 昨年度の有識者検討会で認定事業所であっても合理化できないとされた変更工事

- ① 大規模な危険物施設に係る変更工事（容量500キロリットル以上の危険物タンク本体の工事等）
- ② ①以外の変更工事のうち、次のいずれかに該当するもの
  - ア 当該事業所で取り扱う危険物の品名や数量の変更を伴うもの
  - イ 危険物施設の周囲に設ける空地等が確保できなくなるもの
  - ウ 危険物施設の建物の防火構造等に変更を伴うもの
  - エ 危険物の製造プロセス等（圧力、温度等）の変更を伴うもの
- ③ ①②以外の変更工事のうち、管轄の市町村長等又は消防本部が特に指定するもの（例えば、市町村長等が特例として認めた経緯等のある部分の変更を伴うもの）

昨年度の有識者検討会では、過去の通知において「どの事業所であっても保安上の問題を生じさせる」等の要件が示されているものを認定事業所であっても合理化できない変更工事の対象とし、当該要件に該当しないものは認定事業所であれば合理化が可能とした。今年度、上記要件を基本として**認定事業所であれば合理化が可能な変更工事の具体的な内容**について検討を進める上で、次の着眼点により整理した。

- 消防活動に及ぼすリスク
- 火災（漏えい）発生リスク
- 火災（漏えい）拡大リスク

# 認定事業所であっても合理化できない変更工事の着眼点



どの事業所も保安上の問題を生じさせる変更工事

認定事業所であれば保安上の問題を生じさせない変更工事  
(認定事業所であれば軽微な変更工事とすることができる)

どの事業所も保安上の問題を生じさせない変更工事

## 着眼点

- ・消防活動に及ぼすリスク 大
- ・火災（漏えい）発生リスク 大
- ・火災（漏えい）拡大リスク 大

製造所等の位置、構造、設備の変更を伴う工事のうち、当該着眼点に該当するものについて、次頁のように整理した。



# 認定事業所であっても合理化できない変更工事（案）



危険物保安技術協会  
Hazardous Materials Safety Techniques Association

## 1. 製造所等に係る変更工事のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 位置の変更を伴うもの

(2) 構造の変更を伴うもののうち次のもの

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の耐火構造の増設、移設又は改造を伴うもの

イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の特定防火設備の増設、移設又は改造を伴うもの

(3) 設備の変更を伴うもののうち次のもの（消火設備、警報設備の変更を除く）

ア 危険物の製造プロセス（圧力、温度等）の変更を伴うもの

イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更により設備の変更を伴うもの

ウ 移送取扱所の配管の変更を伴うもの（事業所敷地内などの確実な管理が認められる配管を除く）

(4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの変更を伴うもののうち次のもの

ア 増設又は移設

イ 改造、取替又は補修のうち完成検査前検査を要するもの

ウ 岩盤タンク、地中タンク、海上タンク及び容量500キロリットル以上の屋外貯蔵タンクの基礎若しくは地盤又はタンク本体の変更を伴うもの

(5) 消火設備又は警報設備の変更を伴うもののうち次のもの

ア 第1種、第2種又は第3種の消火設備の新設又は増設を伴うもの（防護区域の拡大を伴うものに限る）

イ 自動火災報知設備の新設又は増設を伴うもの（警報区域の拡大を伴うものに限る）

## 2. 上記1.を除く製造所等に係る変更工事のうち、政令第23条特例の規定を適用するもので市町村長等が特に必要と認めるもの

## 1.(1) 位置の変更を伴うもの

➢ 消防活動に及ぼすリスク及び火災（漏えい）拡大リスクが高いと考えられることから合理化の対象外とした。

## 1.(2) ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の耐火構造の増設、移設及び改造を伴うもの

➢ 建築物の構造の変更のうち、耐火構造の基準が適用される壁、柱、床、はり又は階段の増設、移設、改造は、消防活動に及ぼすリスク及び火災（漏えい）拡大リスクが高いと考えられることから合理化の対象外とした。

## 1.(2) イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の特定防火設備の増設、移設及び改造を伴うもの

➢ 建築物の構造の変更のうち、特定防火設備の基準が適用される出入口の増設、移設、改造は、消防活動に及ぼすリスク及び火災（漏えい）拡大リスクが高いと考えられることから合理化の対象外とした。

## 1.(3) ア 危険物の製造プロセス（圧力、温度等）の変更を伴うもの

➢ 設備の変更のうち、製造プロセスに変更を伴うものは、火災（漏えい）発生リスク及び火災（漏えい）拡大リスクが高いと考えられることから合理化の対象外とした。

## 1.(3) イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更により設備の変更を伴うもの

➢ 危険物の取り扱い品名、数量又は指定数量の倍数の変更に伴い、新たに技術上の基準が適用されるもの又は適用される技術上の基準に変更を生じるものは、火災（漏えい）発生リスク及び火災（漏えい）拡大リスクが高いと考えられることから合理化の対象外とした。

## 1.(3) ウ 移送取扱所の配管の変更を伴うもの（事業所敷地内などの確実な管理が認められる配管を除く）

➢ 火災（漏えい）拡大リスクが高いと考えられることから合理化の対象外とした。



# 合理化出来るか否かの考え方の整理

## 1.(4) ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの増設又は移設を伴うもの

➢ 火災（漏えい）発生リスク及び火災（漏えい）拡大リスクが高いと考えられることから、容量によらず合理化の対象外とした。

## 1.(4) イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの改造、取替又は補修のうち完成検査前検査を要するもの

➢ 火災（漏えい）発生リスク及び火災（漏えい）拡大リスクが高いと考えられることから、容量によらず合理化の対象外とした。

## 1.(4) ウ 岩盤タンク、地中タンク、海上タンク及び容量500キロリットル以上の屋外貯蔵タンクの基礎若しくは地盤又はタンク本体の変更を伴うもの

➢ 岩盤タンク、地中タンク、海上タンク及び容量500キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所に係る審査のうち技術的に高度な専門的知識が要求されるもの（消防法第11条の3第1項各号に掲げる審査）については、火災（漏えい）発生リスク及び火災（漏えい）拡大リスクが高いと考えられることから合理化の対象外とした。

## 1.(5) ア 第1種、第2種又は第3種の消火設備の新設又は増設を伴うもの（防護区域の拡大を伴うものに限る）

➢ 消防活動に及ぼすリスクが高いと考えられることから合理化の対象外とした。

## 1.(5) イ 自動火災報知設備の新設又は増設を伴うもの（警報区域の拡大を伴うものに限る）

➢ 消防活動に及ぼすリスクが高いと考えられることから合理化の対象外とした。

## 2.上記1.を除く製造所等に係る変更工事のうち、政令第23条特例の規定を適用するもののうち市町村長等が特に必要と認めるもの

➢ 合理化の対象外とした。





## 1. 製造所等に係る変更工事のうち、次のいずれかに該当するもの

### (1) 位置の変更を伴うもの

- 例) 製造所等において、取り扱う危険物の指定数量の倍数を10倍以下から10倍を超えるに変更することにより保有空地に変更が伴うもの
- 例) 製造所等の保有空地の代替措置として、防火塀を政令第23条特例により設置するもの
- 例) 製造所等のエリアを拡張するもの（変更後の保安距離又は保有空地があらかじめ確保されているものを含む）
- 例) 屋外タンク貯蔵所の敷地内距離に変更が生じるもの又は代替措置として防火上有効な塀等を設置するもの
- 例) 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更



# 認定事業所であっても合理化できない変更工事の例示

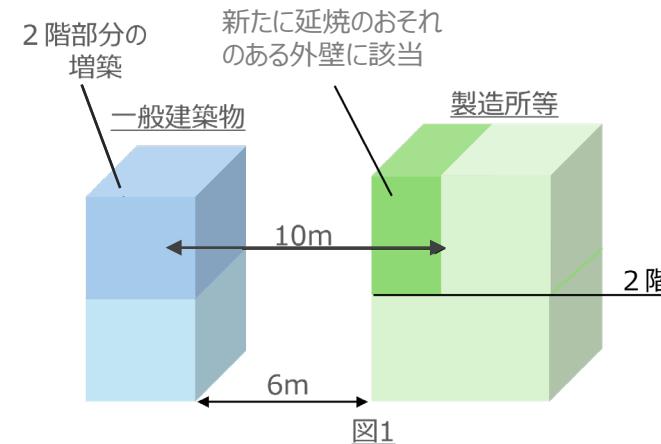
## (2) 構造の変更を伴うもののうち次のもの

### ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の耐火構造の増設、移設又は改造を伴うもの

例) 耐火構造の基準が適用される製造所等において、壁等を変更（増設、移設又は改造）するもの

例) 屋内貯蔵所において、貯蔵する危険物の指定数量の倍数を10倍以下から10倍を超えるに変更することにより、新たに建築物の壁、柱又は床に耐火構造の基準が適用されるもの

例) 製造所等の周囲に建築物が新設又は増築されること等により、製造所等の延焼のおそれのある外壁に変更が伴うもの（下図1参照）



### イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の特定防火設備の増設、移設、改造を伴うもの

例) 製造所等の周囲に建築物が新設又は増築されること等により、製造所等の延焼のおそれのある外壁に設ける出入り口に自動閉鎖の特定防火設備の基準が適用されるもの





## (3) 設備の変更を伴うもののうち次のもの（消火設備、警報設備の変更を除く）

### ア 危険物の製造プロセス（圧力、温度等）の変更を伴うもの

- 例) 製造所等において、危険物ポンプの改造のうち常用圧力または常用温度の変更を伴うもの
- 例) 製造所等において、危険物ポンプの増設により製造プロセスの変更を伴うもの

### イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更により設備の変更を伴うもの

- 例) 製造所等において、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名が変更されることにより危険区域の変更を伴うもの（引火点40度未満の危険物を取り扱う工程が新たに発生し、電気設備に防爆基準の適用が求められるもの等）
- 例) 製造所等において、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数が10倍未満から10倍以上に変更することにより、新たに避雷設備を設置基準が適用されるもの

### ウ 移送取扱所の配管の変更を伴うもの（事業所敷地内などの確実な管理が認められる配管を除く）

- 例) 事業所敷地外に設置された地中配管、海中配管の変更を伴うもの
- 例) 事業所敷地外に設置された地上配管（関係者以外の者が立ち入らないことが明確など、移送取扱所の管理者等による確実な管理が可能と認められないもの）の変更を伴うもの



# 認定事業所であっても合理化できない変更工事の例示



危険物保安技術協会  
Hazardous Materials Safety Techniques Association

## (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの変更を伴うもののうち次のもの

### ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの増設又は移設を伴うもの

例) 屋内タンク貯蔵所において、屋内貯蔵タンクの増設を伴うもの

例) 簡易タンク貯蔵所又は給油取扱所において、簡易貯蔵タンクの増設を伴うもの

### イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの改造、取替又は補修のうち完成検査前検査を要するもの

例) 製造所等において、完成検査前検査を要する20号タンクの改造を伴うもの

### ウ 岩盤タンク、地中タンク、海上タンク及び容量500キロリットル以上の屋外貯蔵タンクの基礎若しくは地盤又はタンク本体の変更を伴うもの

例) 容量500キロリットル以上の屋外貯蔵タンクの浮き屋根の改造（危告示第4条の21の3に掲げる浮き屋根に関する事項）等、消防法第11条の3第1項各号に掲げる審査を要するもの

## (5) 消火設備等の変更を伴うもので次のもの

### ア 第1種、第2種又は第3種の消火設備の新設又は増設を伴うもの（防護区域の拡大を伴うものに限る）

例) 消火設備の区分を変更するもの（第1種で防護していた区域を第3種の防護に変更するもの）

例) 製造所等の増築等により、第1種、第2種又は3種消火設備等の増設を伴うもの

### イ 自動火災報知設備の新設又は増設を伴うもの（警報区域の拡大を伴うものに限る）

例) 製造所の増築等により、自動火災報知設備の警報区域の拡大を伴うもの



# 認定事業所であれば合理化できる変更工事の主な例



## 構造

- 例) 配管架台又は屋外貯蔵タンクの支柱の耐火施工
- 例) 防油堤の増設等
- 例) 防火設備、窓の増設等
- 例) 不燃材の屋根、壁、柱、床、はり等の増設等

## 設備

- 例) 危険物配管の増設等（管理者等による確実な管理が認められない配管を除く）
- 例) 危険物ポンプ又は熱交換器の改造（常用圧力かつ常用温度に変更がないものに限る）
- 例) 冗長性を目的とした危険物ポンプ又は熱交換器等の増設等（常用圧力かつ常用温度に変更がないものに限る）
- 例) 特定屋外貯蔵タンクの開放点検に伴う配管の仮設（10日を超えて設置されるものを含む）
- 例) 特定(準特定)屋外貯蔵タンクに係る重量の増加等を伴うもののうち、側板に生じる応力並びに底部板の保有水平耐力等の確認に高度な専門的知識が要求されないもの
- 例) 安全装置、制御装置又は計装機器の増設等
- 例) 危険区域における電気設備の増設等
- 例) 避雷設備の増設等（貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数の変更に伴い、新たに変更の必要性が生じたものを除く）

